

## 平成28年度水質測定計画の概要について

平成28年1月27日

水・大気環境課

### 第1 公共用水域の水質測定計画

#### 1 計画策定の基本的な考え方

##### (1) 目的

公共用水域の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

##### (2) 測定地点

測定地点は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点、補助点及びその他必要な地点とし、原則として前年度の計画と同一とする。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち24地点については、平成21年度からローリング方式※を導入している（各年8地点×3年間）。

##### ※ローリング方式

水質の変化が少ない水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

##### (3) 測定項目

測定項目は、水質汚濁に係る環境基準項目（生活環境項目及び健康項目）、要監視項目、トリハロメタン生成能及びその他の項目とする。

##### (4) 測定回数

測定回数は下記を基本とし、測定地点毎に水域状況等を踏まえ一部変更する。

##### ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川は、生活環境項目は毎月1回を基本とする。

(イ) 湖沼は、生活環境項目は毎月1回を基本とする（自然条件により調査が不可能な期間を除く）。

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本とする。ただし、松川浦については、ノリの養殖等が行われていた特殊な海域環境を考慮して年12回とする。

##### イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本とする。

## 2 公共用水域水質測定計画（案）の概要

### (1) 測定項目

#### ア 環境基準項目

##### (ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌群数等 12 項目

##### (イ) 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等 27 項目

#### イ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等 31 項目

#### ウ トリハロメタン生成能

クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等 4 項目

#### エ その他の項目

##### (ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等 5 項目

##### (イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等 10 項目

### (2) 測定地点

水域	平成 27 年度	平成 28 年度	増減
河川	94河川 (111水域) 150地点	94河川 (111水域) 150地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 31地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	125河川等 (142水域) 215地点	125河川等 (142水域) 215地点	0

(注) 1 河川については、ローリング方式による調査地点(24地点)を含んでおり、平成28年度はこのうち10地点のみ測定する。

2 平成28年度の実測定地点数は、河川134地点、湖沼31地点、海域34地点となる。

(3) 平成27年度からの変更点

ア 福島県測定

連番号	水域名	地点名	項目	変更内容(年)	変更理由
102	太田川	丸山橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
105	請戸川	室原橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
106	請戸川	請戸橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
107	高瀬川	慶応橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
109	熊川	三熊橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
111	井出川	本釜橋	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
177	相双地 先海域	請戸川沖 約 2,000m 付 近	生活環境項目、 クロロフィル a	0回→6回	測定を再開
178	相双地 先海域	東京電力(株)第 一原子力発電 所沖約 1,000 m付近	生活環境項目	0回→4回	測定を再開
179	相双地 先海域	東京電力(株)第 二原子力発電 所沖約 1,000 m付近	生活環境項目	0回→4回	測定を再開

イ 福島県以外の測定機関

変更なし。

## 第2 地下水の水質測定計画

### 1 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 目的

地下水の水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

#### (2) 調査の種類

##### ア 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

##### (ア) ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)して、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを実施する調査。

##### (イ) 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

##### ウ 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

#### (3) 測定項目

##### ア 概況調査(ローリング方式)

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする。

##### イ 概況調査(定点方式)

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

##### ウ 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

##### エ 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

#### (4) 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、年1回とする。

## 2 地下水の水質測定計画（案）の概要

### (1) 概況調査（ローリング方式）

- ア 測定地点数 25メッシュ25地点
- イ 測定項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（27項目）

### (2) 概況調査（定点方式）

- ア 測定地点数 30地点
- イ 測定項目 環境基準項目のうち測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

### (3) 継続監視調査

- ア 測定地点数  
(平成27年度との相違点)
  - (ア) 新たに追加するもの  
7地点
  - (イ) 井戸破損等採水が不可能となり、調査を打ち切ったもの  
2地点
  - (ウ) 調査地点見直し等により調査を終了したもの  
12地点

(平成27年度地点数) (削減地点数) (追加地点数) (平成28年度地点数)  
200地点 - 14地点 + 7地点 = 193地点

### イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本とし、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定

区分		測定地点数			測定項目数		
		平成28年度	平成27年度	増減	平成28年度	平成27年度	増減
概況調査	ローリング	25	26	-1	567	594	-27
	定点	30	32	-2	223	258	-35
継続監視調査		193	200	-7	1,090	1,164	-74
合計		248	258	-10	1,880	2,016	-136